

# 新地町子ども読書活動推進計画

— 読書のまちづくりを目指して —



平成26年3月

新地町教育委員会

## 目 次

---



第 1 章	子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方	・ ・ 1
1	子どもの読書活動の意義	
2	計画の目的	
3	計画期間	
第 2 章	子どもの読書活動推進のための具体的方策	・ ・ 3
1	家庭における取組	
2	地域における取組	
3	保育所、児童館などにおける取組	
4	学校における取組	
5	行政における取組	
第 3 章	計画の推進に向けて	・ ・ 7
資 料		
○	子どもの読書活動の推進に関する法律	・ ・ 8



## 第1章 子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方

新地町では、平成32年度を目標年度とする「新地町第5次総合計画」において、将来像を人と人との心が通い合う未来に広がる町をみんなで創りあげること、新たなライフスタイルを時代に先駆けて形づくることなどを目指して『信頼の輪が広がる 暮らしきらめく しんち』をスローガンとしました。また、その施策の大綱の一つとして「未来を拓く力を創るまちづくり」を掲げました。

教育委員会では、このことを踏まえて教育施策を総合的・計画的に推進する中で、「読書の町づくりの推進」を施策の一つに位置づけました。

子どもの読書活動は、音読や黙読にかかわらず子どもが言葉に触れることにより言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするだけではなく、人生をよりよく生きる力や思想（ものの見方・考え方）を身に付けていく上で大切なものと考えられます。しかし、近年、子どもを取り巻く社会環境は、テレビ、ビデオや利便性を有するパソコン、インターネットなどの情報メディアの発達・普及により大きく変化しました。パソコンは、事務処理や情報端末機能を備えており日常生活に不可欠な存在です。一方、ゲーム機能を備えているために、子どもから大人までが多くの時間をゲーム機能の活用に使っている現状があります。そのため、幼児期からの読み聞かせや読書習慣の未形成などが顕著になり、学校教育の面でも子どもの「読書離れ」や「読書格差」が大きな課題となっていると指摘されています。

こうした状況にあって、国においては、平成13年に、子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。計画では、家庭、地域、学校などの連携・協力を重視し「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる読書環境の整備を進めること」を基本理念としました。その後、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化などを踏まえ、平成20年に第二次基本計画、平成25年には第三次基本計画を策定しています。

福島県では、平成16年に「福島県子ども読書活動推進計画（第一次計画）」、平成22年に「福島県子ども読書活動推進計画（第二次計画）」を策

定し、子どもの読書活動推進を県民運動として取り組んでいます。

新地町においては、国及び県の計画を基本に「新地町子ども読書活動推進計画」を策定するものであり、子どもが主体的に読書に取り組み、社会生活に必要な知識や教養を身に付ける姿勢を形成するための家庭・地域・学校・行政などの役割を明らかにし、取組方策を示すものです。具体的には、図書館を中心に、行政各課はもとより各種ボランティア団体や保育所、児童館、学校などと連携し、子どもの読書活動の活性化を図り、町全体で読書への気運を高めることを推進するものです。

## 1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動とは、子どもへの読み聞かせや、自らの読書を通じて楽しむことなどを言います。このことを通して子どもは「生きる力（自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性）」につながる要素を身に付けます。

平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第2条では、子どもの読書活動を、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と述べ、その意義を明らかにしています。

次代を担う子どもが心身ともに健全で健やかに成長することは、保護者のみならず、地域住民全体の願いであり、社会全体の責務でもあります。その意味からも、読書活動の積極的な推進は、子どもの将来の豊かな人間形成や人生をよりよく生きるための知識や知恵を身につける上で、極めて重要なものと言えます。

## 2 計画の目的

この計画は、新地町の子どもたちに、よい本とめぐり合うことにより「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにする」などの有意義な効果を持つ『子どもの読書活動』を、より一層推進するための基本的な方向性を明らかにし、関連する施策に総合的に取り組むこと

を目的として策定します。

### 3 計画期間

本計画期間は、第5次新地町総合計画との整合性を図り、平成26年度から平成32年度までの7年間とします。



## 第2章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校、行政など社会全体での取組が重要です。本計画では、胎児期や乳幼児期の親の音読や親子での読み聞かせなどの家庭における読書活動を原点として、地域、学校、行政などの場における具体的な読書活動への取組の方策を示します。

### 1 家庭における取組

読書活動は、幼いころからの習慣化によって継続されるものです。胎児期においては、親が音読をすることが、親子の絆形成や情操面において有意義と言われていています。幼児期以降でも、読書活動の原点と位置される家庭において、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、読書に親しむきっかけをつくることが重要です。また、読書活動の重要性を、それぞれの家庭において家族全員で共通理解を持つことが大切です。読書の大切さを認識するとともに、家族の各人自らが実践し、読み聞かせなどの読書関連行事にも積極的に参加していきます。

(1) 子どもの読書活動の機会づくりを行います。

- ① 家庭での読み聞かせや子どもとの読書活動を行います。
- ② 図書館を積極的に利用します。
  - ・ 図書館での子ども読書ラリーへの参加
  - ・ 図書館ボランティア・スイミーによる読み聞かせ会への参加
  - ・ 読書講演会などへの参加

(2) 児童館での読み聞かせ活動に参加します。

- ・ 「たんぽぽひろば」や「なかよしひろば」への参加

(3) 放課後児童クラブでの読み聞かせ活動に参加します。

(4) 母子保健事業に参加します。

絵本を通した乳幼児と保護者のふれあい活動に参加します。(図書館ではブックスタート事業として、保健センターを会場に3か月健診時に実施。読み聞かせの大切さを説明し、絵本を配布しています。)

## 2 地域における取組

子どもの読書活動を推進するに当たっては、自治会・PTA・ボランティアグループなど、地域での取組支援も必要であり、それぞれの組織との連携を図りながら、地域一体となって読書活動を推進していきます。

(1) 図書館から離れている地域の読書活動を推進するため、勤労青少年ホーム(福田地域)、総合体育館(新地地域)、駒ヶ嶺公民館(駒ヶ嶺地域)に定期的に本の配置を行います。

(2) 青少年健全育成町民会議が所蔵する大型絵本などの活用を図ります。

(3) 図書館ボランティア・読み聞かせボランティアの育成・支援を行います。

(4) 地域団体などの要請に応じ、読書活動推進のための出前講座に司書を講師として派遣します。

## 3 保育所、児童館などにおける取組

保育所においては、日々の保育活動の中で、本に興味や関心を持ってもらうよう、乳幼児への読み聞かせや絵本に親しむ時間を設けています。また、児童館・放課後児童クラブにおいても、読み聞かせや紙芝居を実施しており、読書への楽しみを知ることや、興味関心を持たせる機会の提供を継続的に行います。

(1) 読み聞かせや読書の大切さや意義について、絵本だより(新刊案内・貸出しランキングなど)を発行し、保護者への啓発活動を行います。

(2) 絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。

(3) 図書館を訪問し、本とのふれあいによる感動の場を提供します。

(4) 保育所では、保護者会との連携により絵本などを購入し、貸出しを行います。

- (5) 児童館での「なかよしひろば」では、親子で絵本に親しむ時間(親がだっこして読み聞かせを行うなど)を設けるとともに、絵本の選び方などを指導します。

#### 4 学校における取組

学校においては、各学年段階で児童生徒が生涯にわたり読書に親しむ習慣を身に付けさせることや、読書の幅を広げるために多様な分野の図書に触れる機会を増やすことが重要です。各学校・学年において、読書活動を推進するための取組を行います。

- (1) 朝の読書や週末読書を推進するとともに、学校だよりや図書だよりなどで親子での読書活動を推奨し、子どもの読書習慣の形成を図ります。
- (2) 読書カードの発行や多読賞の表彰を行うとともに、児童生徒の図書委員会の活動を推進し、図書の貸出しや読み聞かせを行い、子どもの読書活動への興味や関心を高める取組を行います。
- (3) 貸出しランキングやおススメ図書の掲示により、情報の提供を行います。
- (4) 学校図書支援員の配置により、図書室の機能の充実を図ります。
- (5) 町図書館と連携し、図書の団体借受けにより図書の充実を図るとともに、図書館のレファレンス(調査・相談業務)を活用し、読書を取り入れた教育の充実を図ります。
- (6) 読み聞かせなど読書活動ボランティアの積極的な活用を行います。
- (7) 読書感想文・読書感想画コンクールなどへの応募を、長期休業中の自由学習の課題の一つとして指定して応募します。

#### 5 行政における取組

図書館は、地域における子ども読書活動を推進する中心的な役割を果たしています。子どもたちが主体的に読書に親しむことができるよう、機能を一層充実し、家庭、地域、保育所・児童館・放課後児童クラブ、学校、行政各課、読書関連団体などとの連携を図りながら、図書館事業の目に見える実践を通して子どもの読書活動を推進していきます。

### (1) 図書館事業の充実

- ① 子どもの年齢や発達段階に応じた児童図書の一層の充実を図ります。
- ② 図書館ボランティア・スイミーと連携し、毎月読み聞かせ会を開催します。
- ③ 子どもの年齢に応じた絵本を紹介する冊子「えほんのまど」を作成し、配布するとともに絵本の展示・貸出しを行います。
- ④ 新聞に掲載される県内の図書館司書がおすすめする児童書の展示・貸出しを行います。
- ⑤ 東日本大震災からの復興を祈念して町及び経済団体が開催する「復興産業まつり」にあわせ「図書館まつり」を開催し、図書館事業の理解と利用拡大などを図り、読書活動の啓発を行います。
- ⑥ 企画展示による推薦図書の展示・貸出しを行います。
- ⑦ 夏休み・冬休み・春休みにおすすめする本の展示・貸出しを行います。
- ⑧ 生け花や茶道など、公民館を利用する他団体との連携により、展示会や体験活動を実施することで、子供たちの興味や関心を高め、利用者の拡大を図ります。
- ⑨ 読書感想画コンクールの実施により、読書の推進を図ります。
- ⑩ 小学生の図書館見学学習や中学生の職場体験学習の受入れにより、図書館への理解と図書の利用拡大を図ります。
- ⑪ 町内保育所・児童館・放課後児童クラブ・学校・公民館などとの連携により、図書の団体貸出しを行います。
- ⑫ 読書活動ボランティアの支援により、公共施設へ図書館コーナーを設置します。
- ⑬ 除籍した本をリサイクル本として無償で提供し、読書機会の拡大を図ります。

### (2) 「よいこ（4月15日）の読書コーナー」の設置

「子ども読書の日」、「こども読書週間」の啓発のため、図書館に「よいこ（4月15日）の読書コーナー」を設け、読書活動を推進します。

### (3) 広報・広聴活動

- ① 新着本や図書館行事について、各家庭に配布の町の広報紙やホームページで広報します。
- ② 広聴活動として、図書館蔵書へのリクエストやアンケート調査を

行うとともに、図書館協議会委員・図書館ボランティアなどによる選書会を開催します。

(4) 学校図書室との連携・協力

- ① 読書活動ボランティアの支援により、学校に図書館コーナーを設置し、図書を常備します。
- ② 教員や児童・生徒からの参考図書などの提供要請に対応します。

(5) 他市町村図書館や県立図書館との連携・協力

- ① 相互の図書貸借事業を行います。
- ② 図書情報の交換により、図書館事業の活性化に努めます。

(6) 教育総務課及び生涯学習課との連携協力

- ① 学校図書支援員を配置し、読書活動などの相談業務を行います。
- ② 読書活動ボランティアなどの活用及び支援を行います。
- ③ 読書活動推進に向けた研修会を開催します。



### 第3章 計画の推進に向けて

---

本計画を新地町の「子ども読書活動推進」のための指針として位置づけ、計画進捗状況の点検と確認を行うとともに、計画の推進に関する改善を図ります。また、広報・広聴や啓発方法の検討、各団体の連携・協力体制のさらなる充実を図ります。

## 【資 料】

### ○ 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日公布)

#### (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍

等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書

活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



### 新地町子ども読書活動推進計画

発行 新地町教育委員会

編集 新地町図書館

〒979-2702

福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1

電話(0244)62-5031

発行日 平成26年3月